

2017年11月1日

会員家族割引制度の改定について

会員の皆様にご家族さまとのプレーをよりお楽しみいただくため、12月1日より新たな「会員家族割引制度」を開始いたします。ご希望の方は以下規定をご理解のうえ、倶楽部フロントにて登録申請の手続きをお願いいたします。

記

登録申請開始日：2017年11月1日（水）

※これまでご利用いただいていた方も、再度登録申請が必要です。

登録可能対象者：東京五日市カントリー倶楽部正会員及び平日会員の
以下に示す二親等以内の者。

- ・会員本人の配偶者及びその両親、兄弟
- ・会員本人の子及びその配偶者
- ・会員本人の孫及びその配偶者
- ・会員本人の兄弟とその配偶者
- ・会員本人の両親

登録申請：会員家族割引制度を利用する会員は以下の資料と申請書を、登録料を添えて倶楽部に収めることとする。

登録料：3,000円／1人

申請書類：申請前3カ月以内発行の戸籍謄本や住民票など、その親族関係を証明する公的な書類。

割引料金：季節ゲスト料金より3,000円割引

利用規定：・会員家族はゲスト扱いとする

- ・会員家族割引は、平日及び倶楽部が指定する日のみ適用。
ただし、月曜セルフデーや平日オープンコンペ、特別料金設定日は適用外とする。
- ・コンペバックや他割引との併用は不可。
- ・予約は会員より受け付ける。
- ・施設利用はプレー日のみとする。
- ・登録者の氏名や続柄が変更になった場合は、すみやかに倶楽部へ報告すること。

以上